

—いつまで続くの一

2016.11.25 NO4

減少が見えない厚木基地の爆音に耐えて50年



厚木基地の周辺住民約7000名が、航空機被害（爆音・墜落事故の危険）を訴え一定の飛行差し止めなどを求めている裁判で2015年7月30日の東京高裁の判決は、厚木基地で飛んでいる米軍機が一部山口県の岩国基地に移動するとして2016年12月末より後の差し止めを認めませんでした。

着々とその2016年12月が近づく今、本当に厚木基地の飛行機の爆音被害は減少に向かっているのでしょうか。

結論からいうと、爆音被害の減少の気配はありません（裏面）。移転計画が進められている気配もありません。

しかも、岩国基地で軍用機の訓練などがされるようになっても厚木基地の爆音が減少する保証はありません。1993年ころ硫黄島訓練施設が完成して、米軍機の爆音被害が大きく低減するだろうという地元自治体などの期待が裏切られたことはご記憶の方も多いと思います。今度こそ裁判所は有効な判決を出していただきたいと思います。

東京高裁判決の内容

【行政訴訟】

・自衛隊機の飛行差止め
…防衛大臣は、2016年12月末日まで、やむを得ない事由に基づく場合を除き、毎日午後10時から翌日午前6時まで、自衛隊の使用する航空機を運航させてはならない。

・米軍機の飛行差止め…不適法として却下。

【民事訴訟】

・損害賠償請求（過去分）…原告勝訴。
・損害賠償請求（将来分）…2016年12月末日までの分について認容。

・米軍機の飛行差止め…主張自体失当として棄却。

・自衛隊機の飛行差止め…不適法として却下。

第四次厚木爆音訴訟団

神奈川県大和市桜森3・5・3フォント1F

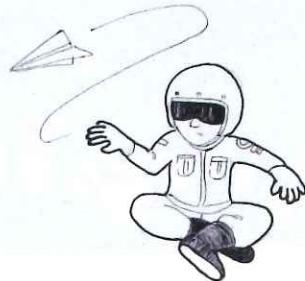
電話：046-200-5505

厚木基地の爆音測定記録（南関東防衛局記録）



上の図は、南関東防衛局の公表している値から、2014年8月～2015年7月（青線）までと、2015年8月～2016年7月（赤線）までの騒音を比較したものです。図1は飛行場北側、図2は西鶴間小学校上空です。

多少の上下はありますが、ほとんど変わっていません。つまり、昨年判決以後も、騒音は軽減されていないことがわかります。他の地域でも同じ傾向が出ていています。なお、この値は「W値」で示しています。「W値」とは、騒音のレベルと回数、時間帯などを総合して計算した「うるささ度数」です。ちなみに南関東防衛局の発表値は環境省方式のものです。



これまでの厚木基地爆音の歴史と現在

厚木基地における騒音被害は1960年頃から継続し、1976年に地域住民が提起した第一次厚木基地爆音訴訟以降、これまで3度の確定判決により、爆音被害による損害賠償が認められました。厚木基地の爆音の違法性は、40年以上という長期にわたって継続しているのです。

近年の爆音も、上のグラフの通り、毎月、非常に高い値で推移しており、周辺住民の生活をむしばんでいます。

今回の第四次厚木基地爆音訴訟は、原告約7000人が、国に対し、航空機の夜間飛行の差止めと損害賠償を求めて、2007年に提訴しました。横浜地裁では自衛隊機の夜間飛行の差止めが全国で初めて認められ、東京高裁もこの結論を維持しました。現在、最高裁に係属しています。

1955年	厚木基地にジェット機が配備
1960年	地元自治体が騒音解消の要請を開始
1971年	日本に返還され海上自衛隊が使用開始
1973年	米海軍空母ミッドウェイが横須賀を母港化→艦載機の離着陸による爆音激化
1976年	第一次厚木基地爆音訴訟提訴(～95)
1982年	NLP（夜間連続離着陸訓練）開始 →激烈な爆音が発生
1984年	第二次厚木基地爆音訴訟提訴(～99)
1997年	第三次厚木基地爆音訴訟提訴(～2006)
2007年	第四次厚木基地爆音訴訟提訴
2014年	第四次訴訟横浜地裁判決
2015年	第四次訴訟東京高裁判決